

## 議案第73号

### 新庁舎 庁用備品（1～5階）の取得について

下記のとおり新庁舎 庁用備品（1～5階）を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三田市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年8月26日提出

三田市長 竹内英昭

### 記

#### 1 取得数量

一式

#### 2 取得の目的

平成27年1月中旬から業務開始予定である（仮称）三田市役所新庁舎の1階から5階までにおいて使用する備品のうち、現在使用しているもので新庁舎移転後も継続して使用するものを除いた備品を購入しようとするものである。

#### 3 取得金額

110,052,000円

#### 4 取得の相手方

三田市中心4番5号

三住興産株式会社

代表取締役 今西康之

## 新庁舎 庁用備品（1～5階）の概要

### 1 備品設置場所

（仮称）三田市役所の新庁舎1階から5階まで（市長部局に属する部署）

### 2 備品の内容等

#### (1) 執務室スペースで使用するもの

机、椅子（窓口部門を中心に更新）、来客対応カウンター（来客用椅子を含む。）、  
仕切用パネル 等

#### (2) 相談室及び会議室で使用するもの

机、椅子、ホワイトボード 等

#### (3) 収納スペース等で使用するもの

移動書架、更衣室用ロッカー 等

#### (4) 廊下及び待合スペースで使用するもの

机、椅子、案内表示板 等

※ 現在使用している備品のうち、今後も使用可能なものは新庁舎移転後も継続して使用する。